

14 自主的な市町村合併に向けた国・県の取組

1 合併特例法（平成22年 4 月 1 日改正）の概要（国の取組）

《背景》

- ・平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232（平成11年 3 月31日現在）から1,727（平成22年 3 月31日現在）まで減少
- ・平成11年以来の全国的な合併推進は、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、平成22年 3 月31日までで一区切り
- ・その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援

《改正のポイント》

- ・国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ・自主的な市町村合併を円滑にする措置を中心とした内容に改正の上、10年間延長（令和 2 年 3 月31日まで）

※令和 2 年 3 月31日の改正により、現行法の期限をさらに10年間延長（令和12年 3 月31日まで）

《改正の概要》

①推進のための措置 ⇒ 廃止

- ・目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
- ・合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
 - 〔総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
 - 〔都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
- ・3 万市特例（合併する場合には、市となる人口要件を 5 万人から 3 万人に緩和する特例）の廃止

②円滑化のための措置 ⇒ 存置

- ・議会の議員の定数又は在任に関する特例
- ・地方税に関する特例（不均一課税・課税免除等）
- ・合併算定替（普通交付税の算定の特例）

(1) 主な特例措置

区 分	内 容
地域審議会の設置	・合併前の市町村を単位として、一定期間設置できる。 ・市町村長の諮問に応じて審議し、必要に応じて意見を述べる。
地域自治区の特例	・合併に際しては、一定期間、1 又は 2 以上の合併関係市町村単位で設置することができる。（市町村の権限に属する事務を分掌する。） ・事務所の長に代えて区長（常勤の特別職）を置くことができる（市町村長が任命。任期 2 年以内）
合併特例区の設置	・一定期間（5 年以内）、1 又は 2 以上の合併関係市町村単位で、法人格を有する特別地方公共団体を設置することができる。 ・旧市町村で処理されていた事務の一部を処理する。

区 分	内 容
市町村議会の議員の定数、在任に関する特例	一定期間、合併前の市町村議会の議員が合併後も在任することや、合併後の市町村議会の議員定数を増加させることができる。

(2) 主な財政支援

区 分	内 容
普通交付税の算定の特例（合併算定替）	合併年度及びそれに続く5年度は合併がなかったものと仮定して算定した額を全額保障し、その後5年度は激変緩和措置を講ずる。
特別交付税措置	- 合併準備経費、合併移行経費、合併直後の臨時的経費に対する措置を講ずる。 - 旧市町村間の公債費負担の格差是正のために要する経費に対する措置を講ずる。

2 県の取組

本県の市町村数は、平成15年以降、120から77へと再編されたが、人口1万人未満の小規模町村数が41、うち5千人未満が23と多数残るなど、本県の合併は十分進展したとは言い難い状況。

県としては、合併新法（平成22年の改正前の合併特例法。以下同じ。）下で策定した「長野県市町村合併構想」(概要：別添)の考え方を踏襲し、今後も、市町村の自主的な取組を支援する。

また、既に合併した市町村の新しいまちづくりに対し、引き続き支援する。

(1) 支援体制

新長野県市町村合併支援本部（平成20年2月22日設置。本部長：知事）

〔所掌事務〕① 合併機運の醸成や合併に向けた取組に対する支援に関すること

② 合併した市町村に対する支援に関すること

(2) 主な財政支援（対象：既に合併した市町村）

① 長野県市町村合併特例交付金

- ・対象市町村：旧合併特例法下で合併した市町村
- ・交付限度額：5億円＋1億円×（関係市町村数－2） 上限10億円

② 新長野県市町村合併特例交付金

- ・対象市町村：合併新法下で合併した市町村
- ・交付限度額：2億円＋1億円×（関係市町村数－2） 上限5億円

※ 今後、合併する市町村に対する財政支援策は、具体的な動きに応じ、検討する。

長野県市町村合併構想の概要

平成20年8月策定【同年10月改定、平成21年10月改定】

I 市町村の現況及び将来の見通し

地方分権の進展

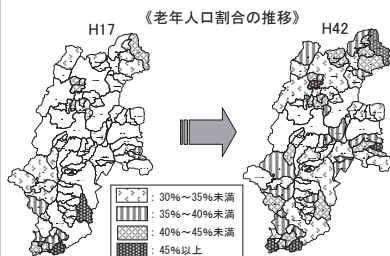
- ・地方分権改革推進法の施行や今後予定される新地方分権一括法の制定などに伴い、市町村は地方行政の中心的な役割を担っていくものと考えられます。
- ・市町村は、地方分権の受け皿として、行政運営の効率化や権限移譲に対応しうる組織となるなど、地方分権型社会に相応しい行財政基盤の強化が求められています。

日常生活圏の拡大

- ・交通網の発達や情報ネットワークの整備などにより、通勤圏、通学圏等の日常生活圏は、市町村の区域を越えて圏域が形成されています。
- ・市町村は、多様化・複雑化する住民ニーズに対する的確な対応や、市町村の区域を越えた広い視点にたった地域づくりが求められています。

人口減少・少子高齢社会の進行

- ・長野県の総人口は、平成47年には177万人(平成17年:219万人)と推計され、平成17年比で20%程度減少し、老年人口割合は、35.6%と予想されており、特に小規模町村の高齢化の進行が見込まれています。
- ・人口の減少・少子高齢化の進行は、税収の減少、福祉・医療といった社会保障関係費の増大など市町村財政の負担増に繋がることが想定されます。

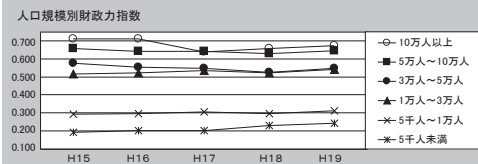
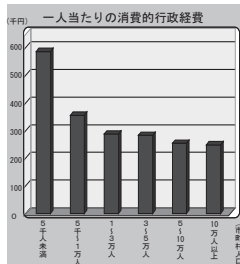
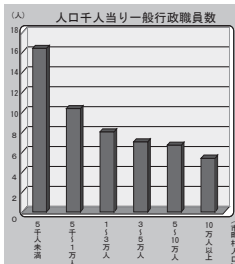


行財政運営の状況

- ・本県市町村分の地方交付税及び臨時財政対策債の総額は、平成15年度以降、500億円に及ぶ削減など、市町村の行財政運営は極めて厳しい状況となっています。
- ・市町村が、自らの責任で持続的な地域経営を担っていくためには、行財政改革の計画的かつ着実な推進により、強固な行財政基盤を確立することが喫緊の課題となっています。

本県市町村分の地方交付税及び臨時財政債の推移
(単位: 百万円, %)

年度	H15	H16	H17	H18	H19
総額	303,931	280,212	277,626	264,607	253,060
対H15 金額	—	▲23,719	▲26,305	▲39,324	▲50,871
対H15 比率	100	92.2	91.3	87.1	83.3



Ⅱ 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的事項

- 県内における市町村合併の状況
 - 旧法下において、18の市町村が誕生し120(17市36町67村)から81(19市25町37村)に再編されました。但し、人口が1万人未満の団体数が43、特に5千人未満が24と、依然として小規模町村が数多く残り、本県の合併は十分進展したとは言えない状況にあります。
- 自主的な市町村合併の必要性

＜市町村の望ましい姿＞

地方分権、人口減少・少子高齢化、広域的な行政需要の増大、厳しい行政運営等、市町村を取り巻く環境は大きく変化し、かつ厳しい状況

市町村は地域経営の主役として、自らの責任で将来にわたり持続的に行政サービスを維持・向上させることが責務

職員体制の維持、専門性を備えた人材の確保・育成、将来的にも安定した財政運営の確保といった行財政基盤の強化が必要

＜市町村合併の必要性＞

- ・市町村を取り巻く環境は大きく変化し、かつ厳しい状況
- ・特に小規模町村は一層厳しい状況

市町村が自らの責任で、将来にわたり持続的に行政サービスを維持・向上していくためには、行財政基盤の強化が必要

市町村合併は、行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつである

＜県の役割＞

《県の基本姿勢》

- ・合併は、市町村が行財政基盤を強化するための極めて有効な手段のひとつ
- ・地域における十分な議論のもと、自主的・主体的に選択すべきもの

- ・地域における真剣な議論・検討が必要であり、そのための助言や情報提供を積極的に行う
- ・合併を選択した市町村に対しては最大限の支援を行う

Ⅲ 構想対象市町村の組合せ

構想対象市町村の組合せに係る考え方

関係する全市町村で法定合併協議会が設置されるなど、合併に向けて地域で十分議論・検討がなされており、関係市町村の全部から申入れがあった場合に構想対象市町村として位置づけるものとします。
⇒今後、申入れがあった地域について、構想対象市町村として段階的に追加します。

＜構想対象市町村＞

- 阿智村・清内路村 (H20.8 策定)
- 長野市・信州新町・中条村 (H20.10 追加)
- 松本市・波田町 (H21.10 追加)

市町村名	人口(人)	面積(km ²)
阿智村	6,771	170.31
清内路村	777	44.16
計	7,548	214.47



市町村名	人口(人)	面積(km ²)
長野市	378,512	730.83
信州新町	5,535	70.73
中条村	2,525	33.29
計	386,572	834.85



市町村名	人口(人)	面積(km ²)
松本市	227,627	919.35
波田町	14,914	59.42
計	242,541	978.77

Ⅳ 自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置

- ◎ 県の役割及び必要な措置についての考え方
 - 合併新法下における更なる合併に向けて、市町村の自主的・主体的な取組を尊重しつつ、合併に向けた取組の各段階に応じ、合併機運の醸成や合併に向けた取組に対する支援を行うほか、合併を選択した市町村に対し、最大限の支援を行うなど、各地域の取組を積極的に支援します。
- ◎ 具体的な支援措置の内容

長野県市町村合併支援方針の策定 (平成 20 年 2 月 22 日)

新長野県市町村合併支援本部の設置 (平成 20 年 2 月 22 日)

新長野県市町村合併支援プランの策定 (平成 20 年 3 月 28 日)

15 市町村合併経過一覧表

(令和2年4月1日現在)

南佐久郡

野沢町	小諸市	西内村	丸子町へ
桜井村	三岡村	東内村	編入
岸野村	南大井村		S29.10. 1
前山村	本牧村	依田村	丸子町へ
大沢村		長瀬村	編入
			S30. 4. 1
海瀬村	岩村田町	西塩田村	塩田町
栄村	平根村	別所村	編入
	高瀬村	中塩田村	S31. 5. 1
白田町	中佐都村	東塩田村	
切原村	中津村	田中町	東部町
	五郎兵衛	祢津村	編入
中込町	新田村	和村	S31. 9.20
平賀村	南御牧村	神川村	上田市へ
内山村	三井村	泉田村	編入
	志賀村		S31. 9.30
大日向村	芦田村	豊里村	豊殿村
	横鳥村	殿城村	編入
	三都和村		S31. 9.30
青沼村	立科村	塩川村	丸子町へ
田口村	S30. 4. 1		編入
	立科町		S31. 9.30
	S33.10. 1		
北牧村	佐賀村	長久保	長門町
小海村	御代田村	新町	編入
	小沼村	長窪古町	S31. 9.30
穂積村	本牧町	大門村	
畑八村	布施村		
	春日村		
白田町	浅間町		
田口青村	東佐久郡		
沼村	南佐久郡		
	野沢町		
野沢町	中込町		
北佐久郡	北御牧村		
浅間町	小諸市		
東村	東部町		
佐久町	望月町		
八千穂村	浅科市		
	佐久市		
白田町	南佐久郡		
佐久市	白田町		
北佐久郡			
望月町			
浅科村			

北佐久郡

小諸町	小諸町
北大井村	編入
大里村	S29. 2. 1
川辺村	

小 県 郡

塩尻村	上田市へ
川辺村	編入
	S29. 4. 1

滋野村	東部町へ
	編入
	S33. 4.10

本原村 } 真田町
 長陽村 } S33.10. 1
 塩田町 } 上田市へ
 } 編入
 S45. 4. 1
 川西村 } 上田市へ
 } 編入
 S48. 4. 1
 東部町 } 東御市
 北佐久郡 } H16. 4. 1
 北御牧村 }
 長門町 } 長和町
 和田村 } H17.10. 1
 上田市 }
 丸子町 } 上田市
 真田町 } H18. 3. 6
 武石村 }

諏訪郡

湊村 } 岡谷市へ
 } 編入
 S30. 1. 1
 川岸村 } 岡谷市へ
 } 編入
 S30. 2. 1
 ちの沢村 }
 米沢村 } 茅野町
 北山村 } S30. 2. 1
 湖東村 }
 豊平村 } 茅野市
 豊川村 } S33. 8. 1
 玉野村 }
 泉沢村 }
 金川村 }
 宮川村 }
 中洲村 } 諏訪市へ
 湖南村 } 編入
 S30. 4. 1
 富士見村 }
 本郷村 } 富士見町
 落合村 } S30. 4. 1
 境村 }
 長地村 } 岡谷市へ
 } 編入
 S32. 3.25

上伊那郡

飯島村 } 飯島町
 S29. 1. 1
 宮田村 } 宮田町
 S29. 1. 1
 伊那町 }
 富県村 } 伊那市
 美簗村 } S29. 4. 1
 手良村 }
 東春近村 }
 西箕輪村 }
 赤穂町 }
 宮田町 } 駒ヶ根市
 中沢村 } S29. 7. 1
 伊那村 }
 中箕輪町 } 箕輪町
 箕輪村 } S30. 1. 1
 東箕輪村 }
 辰野町 } 辰野町
 朝日村 } S30. 4. 1
 川島村 } 辰野町へ
 } 編入
 S30. 9.30
 飯島町 } 飯島町
 七久保村 } S31. 9.30
 駒ヶ根市 } 宮田村
 の一部 } S31. 9.30
 (分立)
 高遠町 } 高遠町
 長藤村 } S31. 9.30
 三義村 }
 藤沢村 } 高遠町へ
 } 編入
 S33. 4. 1
 南向村 } 中川村
 片桐村 } S33. 8. 1
 美和村 } 長谷村
 伊那里村 } S34. 4. 1
 小野村 } 辰野町へ
 } 編入
 S36. 3.31
 河南村 } 高遠町へ
 } 編入
 S39. 4. 1

西春近村 } 伊那市へ
 } 編入
 S40. 4. 1
 伊那市 }
 高遠町 } 伊那市
 長谷村 } H18. 3.31

下伊那郡

鼎村 } 鼎町
 S29. 4. 1
 和田村 } 遠山村
 八重村 } S30. 4. 1
 内村 }
 南和田村 }
 神稲村 } 豊丘村
 河野村 } S30. 4. 1
 大島村 } 松川町
 上伊那郡 } S31. 9.20
 上片桐村 }
 会地村 } 阿智村
 佐和村 } S31. 9.30
 智里村 }
 神原村 } 天龍村
 平岡村 } S31. 9.30
 飯田市 }
 座光寺村 }
 松尾村 } 飯田市
 竜丘村 } S31. 9.30
 三穂村 }
 伊賀良村 }
 山本村 }
 下久堅村 }
 大下条村 } 阿南町
 和合村 } S32. 7. 1
 旦開村 }
 山吹村 } 高森町
 市田村 } S32. 7. 1
 阿南町 } 阿南町
 富草村 } S34. 4. 1
 生田村 } 松川町へ
 } 編入
 S34. 4. 1
 遠山村 } 南信濃村
 木沢村 } S35. 4. 1

川路村 } 飯田市へ
編入
S36. 3.31

千代村 } 飯田市へ
竜江村 } 編入
上久堅村 } S39. 3.31

上郷村 } 上郷町
S45. 4. 1

鼎町 } 飯田市へ
編入
S59.12. 1

上郷町 } 飯田市へ
編入
H5. 7. 1

上村 } 飯田市へ
南信濃村 } 編入
H17.10. 1

浪合村 } 阿智村へ
編入
H18. 1. 1

清内路村 } 阿智村へ
編入
H21. 3.31

木曾郡

神坂村 } 一部山口村
へ境界変更
S33.10.14

神坂村 } 岐阜県中津
川市へ編入
S33.10.15

読書村 } 南木曾町
吾妻村 } S36. 1. 1
田立村 }

福島町 } 木曾福島町
新開村 } S42. 4. 3

西筑摩郡を
木曾郡に変更
S43. 5. 1

山口村 } 岐阜県中津
川市へ編入
H17. 2.13

檜川村 } 塩尻市へ
編入
H17. 4. 1

木曾町 } 福町村
島立村 } 木曾町
日開村 } H17.11. 1
三岳村 }

東筑摩郡

島内村 } 松本市へ
島立村 } 編入
中山村 } S29. 4. 1

新村 } 松本市へ
和田村 } 編入
神林村 } S29. 8. 1
笹賀村 }
寿賀村 }
芳川村 }
岡田村 }
入山辺村 }
里山辺村 }
今井村 }

上川手村 } 中川手村
の一部 } へ編入
S30. 1.15

中川手村 } 明科町
東川手村 } S30. 4. 1

会田村 } 四賀村
錦部村 } S30. 4. 1
中川村 }
五常村 }

明科町 } 明科町
北安曇郡七貴村 } S31. 9.30

麻績村 } 麻績村
日向村 } S31. 9.30

北安曇郡陸郷村の
一部 } 明科町へ
編入
S32. 3.31

生坂村 } 生坂村
北安曇郡広津村の
一部 } S32. 3.31

北安曇郡陸郷村の
一部 } 生坂村へ
編入
S32. 3.31

塩尻町 } 塩尻市
片丘村 } S34. 4. 1
広丘村 }
宗賀村 }
筑摩地村 }

洗馬村 } 塩尻市へ
編入
S36. 6.28

波田村 } 波田町
S48. 4. 1

本郷村 } 松本市へ
編入
S49. 5. 1

四賀村 } 松本市へ
南安曇郡川村 } 編入
奈川村 } H17. 4. 1
安曇村 }
梓川村 }

明科町 } 安曇野市
南安曇郡科町 } H17.10. 1
穂高町 }
穂高郷村 }
堀金村 }

本城村 } 筑北村
坂北村 } H17.10.11
坂井村 }

波田町 } 松本市へ
編入
H22. 3.31

南安曇郡

温村 } 三郷村
明盛村 } S29. 6. 1
小倉村 }

穂高町 } 穂高町
有明村 } S29.11. 3
西穂高村 }
北穂高村 }

豊科町 } 豊科町
高家村 } S30. 1.15
東筑摩郡南穂高村 }
上川手村 }
の一部 }

梓村 } 梓川村
倭村 } S30. 4. 1

烏川村 } 堀金村
 三田村 } S30. 4. 1

 奈川村 } 松本市へ
 安曇川村 } 編入
 梓川村 } H17. 4. 1
 東筑摩郡
 四賀村 }

 豊科町 }
 高町 } 安曇野市
 三郷村 } H17.10. 1
 堀金村 }
 東筑摩郡
 明科町 }

北安曇郡

大町市
 平井村 }
 常盤村 } S29. 7. 1
 社村 }

 池田町 } 池田町
 会染村 } S30. 4. 1

 神城村 } 白馬村
 北城村 } S31. 9.30

 陸郷村の } 池田町へ
 一部 } 編入
 広津村の } S32. 3.31
 一部 }

 広津村の } 八坂村へ
 一部 } 編入
 S32. 3.31

 南小谷村 } 小谷村
 北小谷村 } S33. 4. 1
 中土村 }

 八坂村 } 大町市へ
 美麻村 } 編入
 H18. 1. 1

更級郡

篠ノ井町 } 篠ノ井町
 共和村 } S29. 7. 1

 稲里村 } 更北村
 真島村 } S30. 1. 1
 小島田村 }
 青木島村 }

 信里村 } 篠ノ井町
 } 編入
 S30. 4. 1

中津村 } 昭和村
 御厨村 } S30. 4. 1

 稲荷山町 } 稲荷山
 桑原村 } 桑原町
 S30. 4. 1
 稲荷山町
 S30.12. 1

 上山田町 } 上山田町
 力石村 } S30. 7. 1

 信田村 } 信更村
 更府村 } S31. 6. 1

 昭和村 } 川中島町
 川中島村 } S31. 9.30

 牧郷村の } 大岡村へ
 一部 } 編入
 S31. 9.30

 篠ノ井町 } 篠ノ井市
 塩崎村 } S34. 5. 1

 稲荷山町 }
 八幡村 } 更埴市
 埴科郡 } S34. 6. 1
 埴生町
 屋代町 }

 川中島町 }
 信更村 }
 更北村 }
 長野市 }
 篠ノ井市 } S41.10.16
 上水内郡
 七二会村 }
 埴科郡
 松代町 }
 上高井郡 }
 若穂町 }

 上山田町 }
 更埴市 } 千曲市
 埴科郡 } H15. 9. 1
 戸倉町 }

 大岡村 }
 上水内郡 } 長野市へ
 豊野町 } 編入
 戸隠村 } H17. 1. 1
 鬼無里村 }

埴科郡

埴生町 } 埴生町
 杭瀬下村 } S29.10. 1

坂城町 } 坂城町
 中之条村 } S30. 4. 1
 南条村 }

 松代町 }
 豊栄村 } 松代町
 寺尾村 } S30. 4. 1
 更級郡
 西寺尾村 }

 戸倉町 } 戸倉町
 更級郡 } S30. 4. 1
 更級村 }

 屋代町 } 埴科屋代町
 雨宮県村 } S30. 4. 1
 森村 } 屋代町
 S30. 6. 1

 戸倉町 } 戸倉町
 五加村の } S30. 7. 1
 一部 }

 五加村の } 埴生町へ
 一部 } 編入
 S30. 7. 1

 西条村 } 松代町へ
 } 編入
 S31. 9.30

 倉科村 } 屋代町へ
 } 編入
 S31. 9.30

 埴生町 }
 屋代町 } 更埴市
 更級郡 } S34. 6. 1
 稲荷山町
 八幡村 }

 更級郡 } 坂城町へ
 村上村 } 編入
 S35. 4. 1

 松代町 }
 長野市 }
 篠ノ井市 }
 上水内郡 }
 七二会村 } 長野市
 更級郡 } S41.10.16
 川中島町
 信更村 }
 更北村 }
 上高井郡 }
 若穂町 }

戸倉町 }
更埴市 } 千曲市
更級郡 } H15. 9. 1
上山田町 }

上高井郡

須坂町 } 須坂町
日野村 } S29. 2.11
豊洲村 } 須坂市
S29. 4. 1

小布施村 } 小布施町
S29. 2.11

小布施町 } 小布施町
都住村 } S29.11. 1

井上村 } 須坂市へ
高甫村 } 編入
S30. 1. 1

仁礼村 } 東村
豊丘村 } S30. 1. 1

高井村 } 高山村
山田村 } S31. 9.30

保科村 } 若穂町
川田村 } S34. 4. 1
綿内村 }

若穂町 }
長野市 }
篠ノ井市 }
上水内郡 }
七二会村 } 長野市
更級郡 } S41.10.16
川中島町 }
信更村 }
更北村 }
埴科郡 }
松代町 }

東村 } 須坂市へ
編入
S46. 4.30

下高井郡

平穂村 } 平穂町
S29. 4. 1

中野町 }
野村 } 中野市
村 } S29. 7. 1
村 }
延徳村 }
平野村 }
長岡村 }
高丘村 }
高科村 }

木島村 }
瑞穂村 } 飯山市
下水内郡 } S29. 8. 1
飯山町 }
秋津村 }
柳原村 }
外様村 }
常盤村 }

上木島村 } 木島平村
往郷村 } S30. 2. 1
穂高町 }

平穂町 } 山ノ内町
穂波村 } S30. 4. 1
夜間瀬村 }

野沢温村 } 野沢温泉村
泉川村 } S31. 9.30

上水内郡

古里村 }
柳原村 } 長野市へ
浅川村 } 編入
大豆島村 } S29. 4. 1
朝陽村 }
若槻村 }
長沼村 }
安茂里村 }
小田切村 }
芋井村 }

久米路村 }
津和村 } S29. 4. 1
水内村 } 新町
S29.10. 1

豊野村 }
居郷村 } S29. 7. 1
神郷村 } 豊野町
S30. 1. 1

栄村 } 中条村
日里村 } S30. 2. 1
一部 }

日里村の } 鬼無里村
一部 } へ編入
S30. 2. 1

新町 }
更級郡 } 信州新町
日原村 } S30. 3.31
信級村 }

高岡村 } 牟礼村
中郷村 } S30. 4. 1

南小川村 } 小川村
北小川村 } S30. 4. 1

柏原村 } 信濃村
富士里村 } S30. 7. 1

更級郡 } 信州新町
牧郷村の } へ編入
一部 } S31. 9.30

信濃村 } 信濃町
古間村 } S31. 9.30
信濃尻村 }

戸隠村 } 戸隠村
柵村 } S32. 8. 1

七二会村 }
長野市 }
篠ノ井市 }
更級郡 }
川中島町 } 長野市
信更村 } S41.10.16
更北村 }
埴科郡 }
松代町 }
上高井郡 }
若穂町 }

豊野町 }
戸隠村 } 長野市へ
鬼無里村 } 編入
更級郡 } H17. 1. 1
大岡村 }

牟礼村 } 飯綱町
三水村 } H17.10. 1

信州新町 } 長野市へ
中条村 } 編入
H22. 1. 1

下水内郡

飯山町	}	飯山市 S29. 8. 1
秋津村		
柳原村		
外様村		
常盤村		
下高井郡	}	
木島村		
瑞穂村		

太田村	}	飯山市へ 編入 S31. 9.30
岡山村		

豊井村	}	豊田村 S31. 9.30
永田村		

水内村	}	栄村 S31. 9.30
下高井郡		
堺村		

豊田村	}	中野市 H17. 4. 1
中野市		

16 市町村施行・市町村合併と市町村数 (令和2年4月1日現在)

施行年月日	施 行 種 別	変 更 郡 市 町 村 名	変 更 後 の 郡 市 町 村 名	市	町	村	計
昭和							
22. 1. 1	町制施行	上伊那郡伊那富村	辰 野 町	6	30	346	382
23. 3. 1	〃	埴科郡埴生村	埴 生 町	6	31	345	382
23. 5. 3	〃	諏訪郡永明村	ち の 町	6	32	344	382
23. 6. 1	郡境変更	西筑摩郡奈川村	南安曇郡へ				
23. 7. 1	分 立	下伊那郡豊村	{ 売 木 村 和 合 村	6	32	345	383
23.11. 3	町制施行	上伊那郡中箕輪村	中 箕 輪 町	6	33	344	383
24. 9. 1	合 体	小県郡東塩田村、富士山村	東 塩 田 村	6	33	343	382
24.11. 3	町制施行	更級郡上山田村	上 山 田 町	6	34	342	382
25. 7. 1	合 体	更級郡篠ノ井町、川柳村、東福寺村	{ 篠ノ井町	6	34	340	380
26. 4. 3	〃	埴科郡松代町、東条村、清野村	松 代 町	6	34	338	378
28. 8.18	名称変更	下高井郡豊郷村	野沢温泉村				
28.10. 1	{ 町制施行 名称変更	小県郡県村 小県郡県町	県 町 田 中 町	6	35	337	378
29. 1. 1	{ 町制施行 〃	上伊那郡宮田村 〃 飯島村	宮 田 町 飯 島 町	6	37	335	378
29. 2. 1	合 体	北佐久郡小諸町、大里村、北大井村、川辺村	{ 小 諸 町	6	37	332	375
29. 2.11	{ 町制施行 合 体	上高井郡小布施村 上高井郡須坂町、日野村、豊洲村	小 布 施 町 { 須 坂 町	6	38	329	373
	合 体	南佐久郡野沢町、桜井村、岸野村、前山村、大沢村	{ 野 沢 町				
	〃	上水内郡津和村、水内村	久 米 路 村				
	市制施行	上高井郡須坂町	須 坂 市				
	〃	北佐久郡小諸町、三岡村、南大井村	{ 小 諸 市				
	〃	上伊那郡伊那町、富県村、美簗村、手良村、東春近村、西箕輪村	{ 伊 那 市				
29. 4. 1	{ 編 入	上水内郡古里村、柳原村、浅川村、大豆島村、朝陽村、若槻村、長沼村、安茂里村、田切村、芋井村	{ 長 野 市				
	〃	東筑摩郡市島内村、中山村、島立村	{ 松 本 市				
	〃	小県郡塩尻村、川辺村	上 田 市				
	町制施行	下伊那郡鼎村	鼎 町				
	〃	北佐久郡本牧村	本 牧 村				
	〃	下高井郡平穂村	平 穂 町	9	38	299	346

(注) 市町村数に影響しない編入及び境界変更は掲載を省略した。

(詳細は「長野県統計書」を参照。)

施行年月日	施 種	行 別	変 更 郡 市 町 村 名	変 更 後 の 郡 市 町 村 名	市	町	村	計
昭和								
29. 6. 1	合	体	南安曇郡明盛村、小倉村、温村	三 郷 村	9	38	297	344
29. 7. 1	市制施行		上伊那郡赤穂町、宮田町、中沢村、伊那村	駒ヶ根市				
	〃		下高井郡中野町、日野村、延徳村、平野村、長丘村、平岡村、高丘村、科野村、倭村	中 野 市				
	〃		北安曇郡大町、平村、常盤村、社村	大 町 市				
29. 8. 1	合	体	更級郡篠ノ井町、共和村	篠ノ井町				
	〃		上水内郡烏居村、神郷村	豊 野 村	12	34	282	328
	編 入		東筑摩郡新村、和田村、神林村、笹賀村、芳川村、寿村、岡田村、入山辺村、里山辺村、今井村	松 本 市				
29.10. 1	市制施行		下高井郡木島村、瑞穂村、下水内郡飯山町、秋津村、常盤村、柳原村、外様村	飯 山 市	13	33	266	312
	編 入		小県郡西内村、東内村	丸 子 町				
	合 体		埴科郡埴生町、杭瀬下村	埴 生 町				
29.11. 1	町制施行		上水内郡久米路村	新 町	13	34	262	309
29.11. 3	合 体		上高井郡小布施町、都住村	小布施町	13	34	261	308
29.12.20	〃		南安曇郡穂高町、西穂高村、北穂高村、有明村	穂 高 町	13	34	258	305
	〃		北佐久郡岩村田町、平根村、高瀬村、中佐都村	浅 間 町	13	34	255	302
30. 1. 1	編 入		諏訪郡湊村	岡 谷 市				
	合 体		上伊那郡中箕輪町、箕輪村、東箕輪村	箕 輪 町				
	〃		更級郡稲里村、真島村、青木島村、小島田村	更 北 村				
30. 1.15	編 入		上高井郡井上村、高甫村	須 坂 市				
	合 体		上高井郡仁礼村、豊丘村	東 村				
	町制施行		上水内郡豊野村	豊 野 町	13	35	245	293
30. 2. 1	合 体		北佐久郡中津村、五郎兵衛新田村、南御牧村	浅 科 村				
	編 入		東筑摩郡上川手村の一部	中 川 手 村				
	合 体		南安曇郡豊科町、南穂高村、高家村、東筑摩郡上川手村の一部	豊 科 町	13	35	240	288
30. 2. 1	〃		南佐久郡海瀬村、栄村	佐 久 町				
	〃		北佐久郡三井村、志賀村	東 村				
	編 入		諏訪郡川岸村	岡 谷 市				
30. 2. 1	合 体		諏訪郡ちの町、米沢村、北山村、湖東村、豊平村、玉川村、泉野村、金沢村、宮川村	茅 野 町				

施行年月日	施 種	行 別	変 更 郡 市 町 村 名	変 更 後 の 郡 市 町 村 名	市	町	村	計
昭和 30. 2. 1	合	体	下高井郡上木島村、往郷村、穂高村	木 島 平 村				
	〃		上水内郡栄村、日里村の一部	中 条 村				
	編	入	上水内郡日里村の一部	鬼 無 里 村	13	36	225	274
30. 3.31	合	体	上水内郡新町、更級郡日原村、信級村	信 州 新 町	13	36	223	272
	〃		北佐久郡芦田村、横鳥村、三都和村	立 科 村				
	編	入	小県郡依田村、長瀬村	丸 子 町				
	〃		諏訪郡中洲村、湖南村	諏 訪 市				
	合	体	諏訪郡富士見村、本郷村、落合村、境村	富 士 見 町				
	〃		上伊那郡辰野町、朝日村	辰 野 町				
	〃		下伊那郡和田村、八重河内村、南和田村	遠 山 村				
	〃		下伊那郡神稲村、河野村	豊 丘 村				
	〃		東筑摩郡会田村、錦部村、中川村、五常村	四 賀 村				
	〃		東筑摩郡中川手村、東川手村	明 科 町				
	〃		南安曇郡烏川村、三田村	堀 金 村				
30. 4. 1	〃		〃 梓村、倭村	梓 川 村				
	〃		北安曇郡池田町、会染村	池 田 町				
	〃		更級郡中津村、御厨村	昭 和 村				
	編	入	〃 信里村	篠ノ井町				
	合	体	〃 稲荷山町、桑原村	稲荷山桑原町				
	〃		埴科郡坂城町、中之条村、南条村	坂 城 町				
	〃		埴科郡松代町、豊栄村、寺尾村、更級郡西寺尾村	松 代 町				
	〃		埴科郡戸倉町、更級郡更級村	戸 倉 町				
	〃		〃 屋代町、雨宮県村、森村	埴科屋代町				
	〃		下高井郡平穏町、穂波村、夜間瀬村	山ノ内町				
	〃		上水内郡高岡村、中郷村	牟 礼 村				
30. 6. 1	〃		〃 南小川村、北小川村	小 川 村	13	38	186	237
	町名変更		埴科郡埴科屋代町	屋 代 町				
	合	体	埴科郡戸倉町、五加村の一部	戸 倉 町				
30. 7. 1	編	入	〃 五加村の一部	埴 生 町				
	合	体	上水内郡柏原村、富士里村	信 濃 村				
30. 8. 1	〃		更級郡上山田町、力石村	上 山 田 町	13	38	183	234
30.12. 1	〃		南佐久郡臼田町、切原村	臼 田 町	13	38	182	233
	町名変更		更級郡稲荷山桑原町	稲 荷 山 町				
31. 5. 1	合	体	小県郡西塩田村、別所村、中塩田村、東塩田村	塩 田 町	13	39	178	230

施行年月日	施 種	行 別	変 更 郡 市 町 村 名	変 更 後 の 郡 市 町 村 名	市	町	村	計
昭和								
31. 6. 1	合	体	更級郡信田村、更府村	信 更 村	13	39	177	229
31. 8. 1	"	"	南佐久郡中込町、平賀村、内山村	中 込 町	13	39	175	227
31. 9.20	"	"	小県郡田中町、祢津村、和村	東 部 町	13	40	171	224
	"	"	下伊那郡大島村、上伊那郡上片桐村	松 川 町				
	"	"	南佐久郡北牧村、小海村	小 海 町				
	編 合	入 体	" 大日向村	佐 久 町				
			" 穂積村、畑八村	八 千 穂 村				
			" 青沼村、田口村	田口青沼村				
	"	"	北佐久郡伍賀村、御代田村、小沼村	御 代 田 町				
	編 合	入 体	小県郡塩川村	丸 子 町				
			" 長久保新町、長窪古町、大門村	長 門 町				
	編 合	入 体	小県郡神川村、泉田村	上 田 市				
			" 豊里村、殿城村	豊 殿 村				
	"	"	上伊那郡高遠町、長藤村、三義村	高 遠 町				
	"	"	上伊那郡飯島町、七久保村	飯 島 町				
	分 編	立 入	駒ヶ根市の一部	宮 田 村				
			上伊那郡川島村	辰 野 町				
31. 9.30	編 合	入 体	下伊那郡会地村、伍和村、智里村	阿 智 村				
			下伊那郡神原村、平岡村	天 龍 村				
	"	"	飯田市、下伊那郡座光寺村、松尾村、竜丘村、三穂村、伊賀良村、山本村、下久堅村	飯 田 市				
	"	"	東筑摩郡明科町、北安曇郡七貴村	明 科 町				
	"	"	東筑摩郡麻績村、日向村	麻 績 村				
	"	"	北安曇郡神城村、北城村	白 馬 村				
	編 合	入 体	更級郡牧郷村の一部	大 岡 村				
			" 昭和村、川中島村	川 中 島 町				
	編 合	入 体	埴科郡倉科村	屋 代 町				
			" 西条村	松 代 町				
	合	体	上高井郡高井村、山田村	高 山 村				
			下高井郡野沢温泉村、市川村	野沢温泉村				
	"	"	上水内郡信濃村、古間村、信濃尻村	信 濃 町				
	編 合	入 体	更級郡牧郷村の一部	上水内郡信州新町				
			下水内郡豊井村、永田村	豊 田 村				
	編 合	入 体	" 太田村、岡山村	飯 山 市	13	43	128	184
			" 水内村、下高井郡堺村	下水内郡栄村				

施行年月日	施 種	行 別	変 更 郡 市 町 村 名	変 更 後 の 郡市町村名	市	町	村	計
昭和								
32. 3.25	編 入		諏訪郡長地村	岡 谷 市	13	43	127	183
	〃		小県郡浦里村の一部	青 木 村				
	合 体		〃 室賀村、浦里村の一部	川 西 村				
	編 入		上田市の一部	〃				
32. 3.31	合 体		東筑摩郡生坂村、北安曇郡広津村の一部	生 坂 村				
	編 入		北安曇郡陸郷村の一部					
	〃		〃 〃	明 科 町				
	〃		〃 〃 広津村の一部	池 田 町				
	〃		〃 広津村の一部	八 坂 村	13	43	124	180
32. 4. 1	合 体		南佐久郡臼田町、田口青沼村	臼 田 町	13	43	123	179
32. 7. 1	〃		下伊那郡大下条村、和合村、旦開村	阿 南 町				
	〃		〃 山吹村、市田村	高 森 町	13	45	118	176
32. 8. 1	編 入		小県郡神科村	上 田 市				
	合 体		上水内郡戸隠村、柵村	戸 隠 村	13	45	116	174
	編 入		小県郡豊殿村	上 田 市				
33. 4. 1	〃		上伊那郡藤沢村	高 遠 町				
	合 体		北安曇郡南小谷村、中土村、北小谷村	小 谷 村	13	45	112	170
33. 4.10	編 入		小県郡滋野村	東 部 町	13	45	111	169
33. 8. 1	合 体		上伊那郡片桐村、南向村	茅 野 市	14	44	110	168
	市制施行		諏訪郡茅野町					
33.10. 1	合 体		小県郡傍陽村、長村、本原村	真 田 町				
	町制施行		北佐久郡立科村	立 科 町	14	46	106	166
33.10.14	編 入		西筑摩郡神坂村のうち峠、馬籠および荒町の区域	山 口 村				
33.10.15	〃		西筑摩郡神坂村	岐 阜 県 中 津 川 市	14	46	105	165
	合 体		上伊那郡美和村、伊那里村	長 谷 村				
	〃		下伊那郡阿南町、富草村	阿 南 町				
34. 4. 1	編 入		〃 生田村	松 川 町				
	合 体		東筑摩郡塩尻町、片丘村、広丘村、宗賀村、筑摩地村	塩 尻 市				
	市制施行							
	合 体		上高井郡綿内村、川田村、保科村	若 穂 町	15	46	95	156
34. 5. 1	合 体		更級郡篠ノ井町、塩崎村	篠ノ井市	16	45	94	155
	市制施行							
34. 6. 1	〃		埴科郡屋代町、埴生町、更級郡稲荷山町、八幡村	更 埴 市	17	42	93	152
34. 8. 1	合 体		北佐久郡本牧町、布施村、春日村、協和村	望 月 町	17	42	90	149
35. 4. 1	〃		下伊那郡木沢村、遠山村	南 信 濃 村				
	編 入		更級郡村上村	坂 城 町	17	42	88	147

施行年月日	施 種	行 別	変 更 郡 市 町 村 名	変 更 後 の 郡 市 町 村 名	市	町	村	計
昭和								
35. 4.15	編 入		望月町の一部茂田井区のうち 仲町、田町、西町、古町	立 科 町				
36. 1. 1	{ 合 体 町 制 施行		西筑摩郡読書村、吾妻村、田 立村	{ 南 木 曽 町	17	43	85	145
36. 3.31	{ 編 入		上伊那郡小野村	{ 辰 野 町				
	{ " 〃		下伊那郡川路村	{ 飯 田 市	17	43	83	143
36. 4. 1	{ 合 体 市 制 施行		南佐久郡野沢町、中込町、北 佐久郡浅間町、東村	{ 佐 久 市	18	40	82	140
36. 6.28	編 入		東筑摩郡洗馬村	塩 尻 市	18	40	81	139
39. 3.31	" 〃		下伊那郡千代村、竜江村、上 久堅村	{ 飯 田 市	18	40	78	136
39. 4. 1	" 〃		上伊那郡河南村	高 遠 町	18	40	77	135
40. 4. 1	" 〃		" 西春近村	伊 那 市	18	40	76	134
41.10.16	合 体		長野市、篠ノ井市、更級郡川 中島町、信更村、更北村、埴 科郡松代町、上高井郡若穂町、 上水内郡七二会村	{ 長 野 市	17	37	73	127
42. 4. 3	" 〃		西筑摩郡福島町、新開村	{ 木 曽 福 町	17	37	72	126
43. 5. 1	郡名変更		西筑摩郡	木 曽 郡				
45. 4. 1	{ 編 入		小県郡塩田町	{ 上 田 市				
	{ 町制施行		下伊那郡上郷村	{ 上 郷 町	17	37	71	125
46. 4.30	編 入		上高井郡東村	須 坂 市	17	37	70	124
48. 4. 1	{ " 〃		小県郡川西村	{ 須 田 市				
	{ 町制施行		東筑摩郡波田村	{ 波 田 町	17	38	68	123
49. 5. 1	編 入		東筑摩郡本郷村	松 本 市	17	38	67	122
59.12. 1	" 〃		下伊那郡鼎町	飯 田 市	17	37	67	121
平成								
5. 7. 1	編 入		下伊那郡上郷町	飯 田 市	17	36	67	120
15. 9. 1	合 体		更埴市、埴科郡戸倉町、更級 郡上山田町	{ 千 曲 市	17	34	67	118
16. 4. 1	{ " 〃		小県郡東部町、北佐久郡北御 牧村	{ 東 御 市	18	33	66	117
17. 1. 1	編 入		更級郡大岡村、上水内郡豊野 町、戸隠村、鬼無里村	{ 長 野 市	18	32	63	113
17. 2.13	" 〃		木曽郡山口村	{ 岐 阜 県 中 津 川 市	18	32	62	112
17. 3.20	合 体		南佐久郡佐久町、八千穂村	佐 久 穂 町	18	32	61	111
	{ 編 入		東筑摩郡四賀村、南安曇郡奈 川村、安曇村、梓川村	{ 松 本 市				
17. 4. 1	{ 合 体 編 入		中野市、下水内郡豊田村	{ 中 野 市				
	{ 編 入		木曽郡檜川村	{ 塩 尻 市				
	{ 合 体		佐久市、南佐久郡臼田町、北 佐久郡望月町、浅科村	{ 佐 久 市	18	30	54	102

施行年月日	施 種	行 別	変 更 郡 市 町 村 名	変 更 後 の 郡 市 町 村 名	市	町	村	計
平成								
17.10. 1	編 入 合 体 市 制 施 行	合 体 合 体 町 制 施 行	下伊那郡上村、南信濃村 東筑摩郡明科町、南安曇郡豊 科町、穂高町、三郷村、堀金 村	飯 田 市 安 曇 野 市	19	28	47	94
17.10. 11	合 体	合 体	小県郡長門町、和田村 上水内郡牟礼村、三水村	長 和 町 飯 綱 町				
17.11. 1	合 体	合 体	東筑摩郡本城村、坂北村、坂 井村	筑 北 村	19	28	45	92
18. 1. 1	編 入 編 入	編 入 編 入	木曾郡木曾福島町、日義村、 開田村、三岳村	木 曾 町	19	28	42	89
18. 1. 1	編 入 編 入	編 入 編 入	北安曇郡八坂村、美麻村 下伊那郡浪合村	大 町 市 阿 智 村	19	28	39	86
18. 3. 6	合 体	合 体	上田市、小県郡丸子町、真田 町、武石村	上 田 市	19	26	38	83
18. 3.31	合 体	合 体	伊那市、上伊那郡高遠町、長 谷村	伊 那 市	19	25	37	81
21. 3.31	編 入	編 入	下伊那郡清内路村	阿 智 村	19	25	36	80
22. 1. 1	編 入	編 入	上水内郡信州新町、中条村	長 野 市	19	24	35	78
22. 3.31	編 入	編 入	東筑摩郡波田町	松 本 市	19	23	35	77

17 都道府県別市町村数

(令和2年4月1日現在)

都道府県	市	町	村	計
北海道	35	129	15	179
青森県	10	22	8	40
岩手県	14	15	4	33
宮城県	14	20	1	35
秋田県	13	9	3	25
山形県	13	19	3	35
福島県	13	31	15	59
茨城県	32	10	2	44
栃木県	14	11	0	25
群馬県	12	15	8	35
埼玉県	40	22	1	63
千葉県	37	16	1	54
東京都	26	5	8	39
神奈川県	19	13	1	33
新潟県	20	6	4	30
富山県	10	4	1	15
石川県	11	8	0	19
福井県	9	8	0	17
山梨県	13	8	6	27
長野県	19	23	35	77
岐阜県	21	19	2	42
静岡県	23	12	0	35
愛知県	38	14	2	54
三重県	14	15	0	29

都道府県	市	町	村	計
滋賀県	13	6	0	19
京都府	15	10	1	26
大阪府	33	9	1	43
兵庫県	29	12	0	41
奈良県	12	15	12	39
和歌山県	9	20	1	30
鳥取県	4	14	1	19
島根県	8	10	1	19
岡山県	15	10	2	27
広島県	14	9	0	23
山口県	13	6	0	19
徳島県	8	15	1	24
香川県	8	9	0	17
愛媛県	11	9	0	20
高知県	11	17	6	34
福岡県	29	29	2	60
佐賀県	10	10	0	20
長崎県	13	8	0	21
熊本県	14	23	8	45
大分県	14	3	1	18
宮崎県	9	14	3	26
鹿児島県	19	20	4	43
沖縄県	11	11	19	41
合 計	792	743	183	1,718

(注) 市数は政令指定都市を含み、特別区を含まない。

18 全国の市町村数の変遷等

年 月	市	町	村	計	備 考
明治21年	—	(71,314)		71,314	
22年	39	(15,820)		15,859	市制町村制施行（明22. 4. 1） （明21. 4. 17 法律第1号）
大正11年	91	1,242	10,982	12,315	
昭和20年10月	205	1,797	8,518	10,520	
22年 8月	210	1,784	8,511	10,505	地方自治法施行（昭22. 5. 3 法律第67号）
28年10月	286	1,966	7,616	9,868	町村合併促進法施行 （昭28. 10. 1 法律第258号）
31年 4月	495	1,870	2,303	4,668	新市町村建設促進法施行 （昭31. 6. 30 法律第164号）
31年 9月	498	1,903	1,574	3,975	町村合併促進法失効（昭31. 9. 30）
36年 6月	556	1,935	981	3,472	新市町村建設促進法一部失効 （昭36. 6. 29）
37年10月	558	1,982	913	3,453	市の合併の特例に関する法律施行 （昭37. 5. 10 法律第118号）
40年 4月	560	2,005	827	3,392	市町村の合併の特例に関する法律施行 （昭40. 3. 29 法律第6号）
45年 4月	564	2,027	689	3,280	
50年 4月	643	1,974	640	3,257	市町村の合併の特例に関する法律の一部 を改正する法律施行 （昭50. 3. 28 法律第5号）
55年 4月	646	1,991	618	3,255	
60年 4月	651	2,001	601	3,253	市町村の合併の特例に関する法律の一部 を改正する法律施行 （昭60. 3. 30 法律第14号）
平成 2年 4月	655	2,003	587	3,245	
7年 4月	663	1,994	577	3,234	市町村の合併の特例に関する法律の一部 を改正する法律施行 （平 7. 3. 29 法律第50号）
10年10月	670	1,994	568	3,232	
11年 4月	671	1,990	568	3,229	地方分権の推進を図るための関係法律の 整備等に関する法律一部施行 （平11. 7. 16 法律第87号）
17年 4月	739	1,317	339	2,395	市町村の合併の特例等に関する法律施行 （平16. 5. 26 法律第59号）
18年 4月	779	844	197	1,820	
22年 4月	786	757	184	1,727	市町村の合併の特例等に関する法律の一部 を改正する法律施行 （平22. 3. 31 法律第10号）
28年10月	791	744	183	1,718	
30年10月	792	743	183	1,718	